

京都市告示第 3 0 4 号

児童福祉法律第 2 1 条の 5 の 1 9 第 2 項の規定により，指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

平成 2 5 年 9 月 2 5 日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
有限会社らく	児童発達支援 放課後等デイサ ービス 保育所等訪問支 援	児童発達支援事 業所ひろば 2650100080	京都市北区北野 紅梅町 8 5 弥 生マンション内	平成 24 年 7 月 31 日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)